

令和4年5月19日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長
様

学校教育部長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

年明け以降、広島市における新型コロナウイルス感染症患者の発生人数が急増しており、市立学校においても感染者数の高止まりが続き、連日、数十人の感染者が発生しています。

特に、大型連休後は、感染症対策を行っている中で、学級閉鎖措置となる学校数が増加するとともに、クラスター（集団感染）が複数発生しています。クラスターの中には、小学校では児童の休憩時間の過ごし方（密集したことが起因の可能性有）に、中学校以上では部活動に起因すると思われるものもあり、一層、学校での過ごし方について留意する必要があります。

については、学校内での感染を拡大させないために、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、改めて下記に留意して児童生徒等への指導を徹底し、感染拡大防止に努めてください。

記

- 1 登校時には、「健康観察表」などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。
- 2 発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を控え、自宅で休養することを徹底すること。必要に応じて医療機関への受診を勧め、PCR検査等を行っている場合は、結果の確認をすること。また、同居家族に発熱や咳等の未診断の風邪症状がみられる場合も登校させないようにすること。
- 3 教育活動に当たっては、3つの密（密閉・密接・密集）の回避や、マスクの適切な着用、手洗いなど基本的な感染予防対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2022.4.1 Ver.8（文部科学省）」に基づいた指導を徹底すること。
- 4 マスクについては、鼻と口の両方を確実に覆う正しいマスクの着用となるように、特に徹底すること。また、マスクの素材等によってマスクの効果には違いがあること（不織布マスク＞布マスク＞ウレタンマスクの順に効果があるとされている。）を、保護者に適宜情報提供すること。
なお、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導してください。その場合には、換気やできるだけ人との十分な距離を保つなどの配慮をしてください。
- 5 休憩時間中の児童生徒等の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるよう指導すること。
（例：お互いの体が接触したり、密集したりするような遊びは控えること。共用の物を触った場合には、手洗いをすること。トイレ休憩については廊下で滞留しないよう、私語を慎むことなど。）
- 6 部活動の実施に当たっては、令和4年3月7日付け通知「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」に基づき、感染状況に応じた感染拡大防止対策を徹底すること。

【担当】 健康教育課：山根指導主事（504-2491）
指導第一課：大下主任指導主事（504-2486）
指導第二課：江島指導主事（504-2487）
佐々木指導主事（504-2704）
特別支援教育課：生駒指導主事（504-2494）